

西三河都市計画道路事業 3・4・5号 国道1号線

種類	国道1号岡崎地区歩道整備事業
名称	西三河都市計画道路事業 3・4・5号 国道1号線
収用の部分	愛知県岡崎市 菅生町字蟹沢、字菅生及び字元菅、菅生町一丁目、十王町二丁目、祐金町、島町、六地藏町、六地藏町一丁目、唐沢町一丁目、康生通南一丁目、康生通南二丁目、康生通南三丁目、康生通西二丁目、康生通西三丁目、康生通西四丁目並びに康生町地内
使用の部分	なし
保留の部分	(1) 収用の部分 愛知県岡崎市 菅生町字蟹沢、字菅生及び字元菅、菅生町一丁目、十王町二丁目、祐金町、島町、六地藏町、六地藏町一丁目、康生通南一丁目、康生通南二丁目、康生通西二丁目、康生通西三丁目、並びに康生町地内 (2) 使用の部分 なし
都市計画上の制限	都市計画事業上の制限は下記のとおり 1. 建築等の制限（都市計画法第65条） 2. 土地建物等の先買い（都市計画法第67条） 3. 土地の買取請求（都市計画法第68条）
問合せ先	事業計画に関する場合 名古屋国道事務所 計画課 電話 052-853-7323 用地補償に関する場合 名古屋国道事務所 用地第一課 電話 052-853-7322